

○厚生労働省告示第百六十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後

第二条 助成金のうち施行規則第二十条の二第一項第二号に該当する事業主に支給する助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 三 (略)

四 施行規則第二十条の二第一項第二号ニに規定する手話通訳、

要約筆記等を担当する者(以下「手話通訳担当者等」という。

に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した手話通訳担当者等の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額(その額が手話通訳担当者等一人の委嘱一回につき六千円を超えるときは、委嘱一回につき六千円)。ただし、一年につき二十八万八千円に当該助成金の支給の対象となる障害者の数に応じて機構が定める額を加えた額を限度とする。

五 七 (略)

八 その雇用する障害者(施行規則第四条第一号に規定する身体障害者、同令第一条の二に規定する知的障害者又は同令第一条の四に規定する精神障害者に限る。)である労働者とその雇用する障害者でない労働者との均等な待遇の確保又はその雇用する障害者(施行規則第四条第一号に規定する身体障害者、同令第一条の二に規定する知的障害者又は同令第一条の四に規定する精神障害者に限る。)である労働者の有する能力の有効な發揮の支障となつてゐる事情の改善を図るための業務(以下この号において「合理的配慮業務」という。)を担当する者(以下この号及び次条第七号において「合理的配慮相談員」という。に係る助成金 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額イ 合理的配慮相談員(合理的配慮業務に専ら従事する者に限る。)の新たな配置に係る助成金 一人につき月額八万円(ただし、一人につき六箇月かつ二人までの支給に限る。)

改正前

第二条 助成金のうち施行規則第二十条の二第一項第二号に該当する事業主に支給する助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 三 (略)

四 施行規則第二十条の二第一項第二号ニに規定する手話通訳担

当者(以下単に「手話通訳担当者」という。)に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した手話通訳担当者の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額(その額が手話通訳担当者一人の委嘱一回につき六千円を超えるときは、委嘱一回につき六千円)。ただし、一年につき二十八万八千円に当該助成金の支給の対象となる障害者の数に応じて機構が定める額を加えた額を限度とする。

五 七 (略)

(新設)

ロ 合理的配慮相談員（イに掲げる者を除く。）の新たな配置に係る助成金 一人につき月額一万円（ただし、一人につき六箇月（雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第二百条の三第一項第二号イ(5)に規定する中小企業事業主にあつては、十二箇月）かつ五人までの支給に限る。）

ハ 合理的配慮相談員の新たな委嘱に係る助成金 機構が別に定める基準に従つて算定した合理的配慮相談員の委嘱に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額（ただし、月額十万円を限度とし、六箇月までの支給に限る。）

ニ 合理的配慮相談員の合理的配慮研修（合理的配慮業務に係る能力の向上に資する研修をいう。以下この二において同じ。）の受講に係る助成金 次に掲げる額の合計額

(1) 機構が別に定める基準に従つて算定した合理的配慮研修の受講に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額（ただし、二十万円を限度とする。）

(2) 合理的配慮研修を受講した合理的配慮相談員（イ又はロに掲げることに該当することによるイ又はロの助成金の支給対象となつた合理的配慮相談員を除く。）一人につき、受講時間（一箇月につき十時間を限度とする。）に七百円を乗じて得た額（ただし、十人までの支給に限る。）

第三条 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 一六 (略)

七 前条第八号に掲げる助成金 機構の定めるところにより機構が認定した合理的配慮相談員の新たな配置又は委嘱に係る事業計画の期間の初日から起算して一年の期間

第三条 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 一六 (略)

(新設)